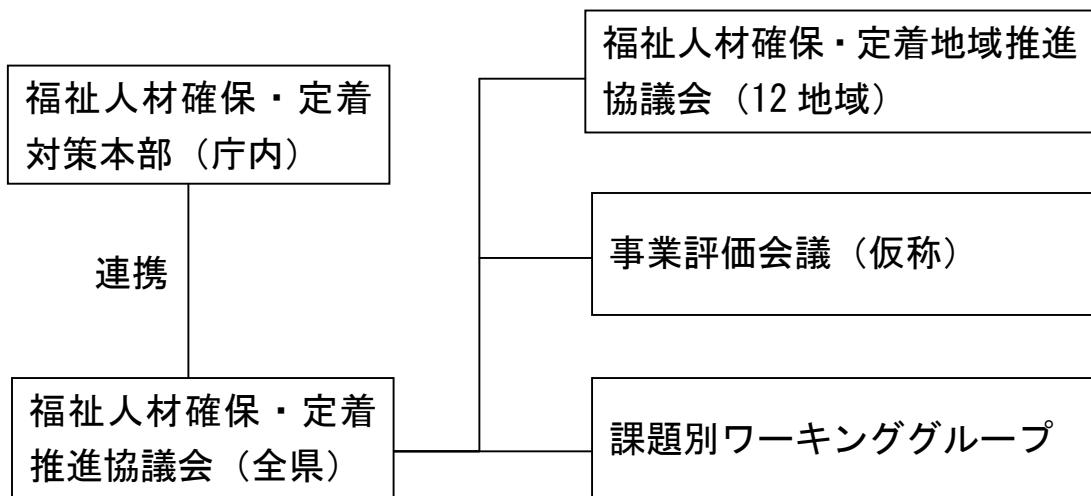


第6章 推進体制

本方針に基づき、福祉人材の確保・定着を着実に推進するため、庁内・庁外に設置する次の組織を通じて、課題1－(4)「事業の周知」を踏まえ、周知等を図るとともに、県や各関係団体及び事業者等が連携・協働し、効率的で効果的な事業の推進に取り組んでいきます。

《各組織の関係》



1 千葉県福祉人材確保・定着対策本部（庁内組織 平成20年9月1日設置）

(1) 設置の趣旨

高齢者をはじめ県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現のために、福祉・介護の職場のイメージアップや労働環境を含めた総合的な人材の確保・定着対策を検討・推進する組織です。

(2) 対策本部の構成

- ①本部長 知事
- ②副本部長 副知事
- ③本部員等 健康福祉部長、商工労働部長、教育庁教育振興部長ほか
関係課長等 13名

2 千葉県福祉人材確保・定着推進協議会(全県組織)

(1) 設置の趣旨

福祉人材確保・定着対策に係る情報交換と対策の検討・実施及び地域における施設・事業所、学校、様々な団体の福祉人材確保・定着に係る取組みの支援を行うものです。

(2) 構成団体

社会福祉協議会、知的障害者福祉協会、児童福祉施設協議会、高齢者福祉施設協会、在宅サービス事業者協議会、介護福祉士等養成校連絡協議会、高等学校教育研究会福祉教育部会、ホームヘルパー協議会、千葉公共職業安定所、ジョブカフェちば、商工労働部、教育庁等　　計24団体

3 事業評価会議（仮称）

事業の進捗や成果等を公表・PRしていくために、事業実施後のアンケートや参加者への追跡調査などにより事業効果を把握し、事業を適切に評価する事業評価会議を福祉人材確保・定着推進協議会内に設置します。

4 課題別ワーキンググループ

施設・事業所などの関係者により個別の課題について意見を交わすワーキンググループを福祉人材確保・定着推進協議会内に設置し、現場の意見等を聴取し、人材確保・定着に向けた取組みを検討していきます。

5 千葉県福祉人材確保・定着地域推進協議会（12地域）

（1）設置の趣旨

県内一律の事業実施は地域資源の差等により難しいことから、地域の施設・事業所、教育機関、市町村等が地域の実情に応じて事業に取り組むため、県内を12地域に分け、地域単位の推進組織を福祉人材確保・定着推進協議会内に設置しています。

（2）構成団体

市町村、市町村社会福祉協議会、介護福祉士等養成施設、福祉系大学・高校、高齢者関係施設・事業所、障害者関係施設・事業所、職業安定所等

（3）役割

- ・区域内で実施される各種事業・研修等の方針等基本事項の協議
- ・事業実施主体に対する協力・支援

○12地域の区分

地域名	市町村名
千葉地域	千葉市
葛南地域	市川市、船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市
東葛飾地域	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市
印旛地域	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町
香取地域	香取市、神崎町、多古町、東庄町
海匝地域	銚子市、旭市、匝瑳市
山武地域	東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町
長生地域	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町
夷隅地域	勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町
安房地域	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町
君津地域	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
市原地域	市原市